

# Lancers

第17回定時株主総会招集ご通知

ランサーズ株式会社

証券コード：4484

## 開催日時

2025年6月27日(金曜日)午後2時

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額の決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の  
件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
に対するストック・オプションとしての報  
酬等の額及び内容決定の件

## 書面による議決権行使期限：

2025年 6月26日(木曜日)午後6時まで

株主各位

証券コード4484  
2025年6月12日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

ランサーズ株式会社

代表取締役社長 秋好陽介  
CEO

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.lancers.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コード「4484」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)による議決権の行使が可能です。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、「インターネットライブ中継のご案内」(3頁)をご参照くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会の議案や当社に関するご質問につきましては、同頁記載のライブ中継の視聴申込み及び事前質問受付フォームにて受け付けております。なお、議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号 TOKYU REIT 渋谷Rビル 9階  
東京本社特設会場
3. 目的事項  
報告事項
1. 第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 事業報告
    - ・企業集団の現況に関する事項の「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」
    - ・会社の新株予約権等に関する事項
    - ・会社役員に関する事項の「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」
    - ・会計監査人の状況
    - ・会社の体制及び方針
  - 連結連結計算書類
    - ・連結注記表
  - 計算書類
    - ・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会ご出席者へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

## インターネットライブ中継のご案内

多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を実施いたします。ライブ中継のご視聴をご希望される場合は、**2025年6月19日（木）午後6時**までに、以下のフォームより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」や「株主名」等の必要項目をご入力の上、お申込ください。ライブ中継のご視聴に必要な情報や詳細につきましては、お申込みいただいた株主様に追ってご案内します。

なお、議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。特設会場においては、株主総会のライブ中継映像を投影いたします。

また、以下のフォームにおいて、株主様からの事前のご質問をお受けいたします。お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り株主総会にて回答させていただく方針であります。運営の都合上、そのすべてに回答することができない場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。



### ※注意事項

- ・ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のため、視聴中に議決権行使等をすることはできません。
- ・通信環境につきましては万全を期して準備しておりますが、システム障害や回線の状況等により映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信機器類の費用、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)  (取締役会の設置) 第18条 当会社は取締役会を置く。  (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。 (新設)	第1条～第17条 (現行どおり)  (取締役会の設置) 第18条 (現行どおり)  (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p>
--	--

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
--	---

<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が記名押印又は電子署名した上で、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</p>
--	--

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会)</p> <p>第31条 当会社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第32条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>( 削除 )</p> <p>( 削除 )</p> <p>( 削除 )</p>
---	---

<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>( 削除 )</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>( 削除 )</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>( 削除 )</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条 監査役会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、記名押印又は電子署名した上で10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>( 削除 )</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>( 削除 )</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>( 削除 )</p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>( 削除 )</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</p>
	<p>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮する能够</p>
	<p>できる。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
	<p>第34条 監査等委員会の議事については、開催日時、</p>
	<p>場所、出席した役員並びに議事の経過の要領</p>
	<p>及びその結果、その他法務省令で定める事項</p>
	<p>を記載又は記録した議事録を作成し、10年</p>
	<p>間本店に備え置く。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
	<p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定</p>
	<p>款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (条数繰上げ)</p>

<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第52条 (条文省略)</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第46条 (条数繰上げ)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第47条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>  <u>第48条</u> 第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>
--	---

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	秋好陽介 (1981年1月22日生)	<p>2005年4月 ニフティ株式会社入社            2008年4月 当社代表取締役社長            2018年2月 ランサーズエージェンシー株式会社 取締役            2022年4月 当社代表取締役社長兼執行役員            2022年6月 株式会社ワーカスタイルラボ 取締役            2023年3月 当社代表取締役社長（現任）            2025年5月 ランサーズ・ストラテジック・コンサルティング株式会社取締役（現任）</p>		7,380,754株
2	後藤信彦 (1972年12月6日生)	<p>1996年4月 富士フィルム株式会社入社            2001年4月 ニフティ株式会社入社            2017年4月 同社取締役執行役員            2018年4月 当社入社・執行役員            2019年2月 当社取締役兼執行役員            2019年4月 ランサーズエージェンシー株式会社 取締役            2020年6月 当社執行役員            2022年6月 株式会社ワーカスタイルラボ 取締役            2024年6月 当社取締役兼執行役員（現任）            2025年5月 ランサーズ・ストラテジック・コンサルティング株式会社取締役（現任）</p>		20,000株
3	上野諒一 (1989年5月15日生)	<p>2014年1月 当社入社            2020年5月 当社オンラインマッチング事業部部長兼執行役員            2020年11月 MENTA株式会社 取締役            2021年4月 当社マーケットプレイス事業本部長 兼執行役員            2024年6月 当社取締役兼執行役員（現任）</p>		15,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			所有する当社の株式の数
4	加藤丈幸 (1976年2月8日生)	1998年4月 2015年11月 2018年2月	株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 Temp Innovation Fund合同会社(現 パーソルベンチャーパートナーズ合同会社) 代表パートナー(現任) 当社社外取締役(現任)		12,413株
5	村上臣 <sup>むら かみ しん</sup> (1977年2月26日生)	1999年4月 2000年8月 2012年4月 2014年6月 2017年11月 2017年11月 2021年4月 2022年3月 2022年4月 2022年6月 2024年11月	株式会社野村総合研究所 入社 ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社) 入社 同社 執行役員 ワイモバイル株式会社 取締役 リンクトイン・ジャパン株式会社 日本代表 Shin&Co.株式会社 代表取締役(現任) 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部 客員教授(現任) 株式会社ポピinz 社外取締役(現任) グーグル合同会社 検索担当ゼネラルマネージャー 当社社外取締役(現任) スマートニュース株式会社ヴァイス・プレジデント 日本 プロダクト担当(現任)		3,514株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 秋好陽介氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。  
 3. 村上臣氏の戸籍上の氏名は、鶴田臣です。  
 4. 加藤丈幸氏及び村上臣氏は社外取締役候補者であります。  
 5. 加藤丈幸氏を社外取締役候補者とした理由は、事業開発をはじめとする事業全般に対する知見が深く、その経験も豊富であることから、経営全般に対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。  
 6. 村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営、技術及びプロダクトに対する知見が深く、その経験も豊富であることから、経営全般及び当社サービスに対する助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
 7. 当社は、社外取締役候補者である加藤丈幸、村上臣の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 8. 当社は、加藤丈幸及び村上臣の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。

- 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年1月に同内容での更新を予定しております。取締役候補者のうち再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も併せて、被保険者である役員等が行った行為に起因して、当該被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当該被保険者が被る損害及び賠償請求や公的調査等の対応費用が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益を得たことに起因する場合や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等、填補の対象外とされる一定の事由があります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	むらかみ みらい 村上 未来 (1977年6月19日生)	2000年10月 2004年6月 2006年11月 2009年11月 2012年11月 2013年3月 2018年1月  2019年4月 2019年5月 2019年7月 2020年12月	中央青山監査法人入所 公認会計士登録 UBS証券会社（現UBS証券株式会社）投資銀行本部入社 KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社 株式会社ユーザーベース入社 株式会社ユーザーベース管理担当執行役員 株式会社ユーザーベース経営財務企画担当専門役員兼CFO 株式会社somebuddy代表取締役（現任） 株式会社ブリッジ・シー・キャピタル（現クリアル株式会社）社外取締役（現任） INCLUSIVE株式会社外監査役（現任） 株式会社ユーブレナ 社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
2	永沢 徹 (1959年1月15日生)	1984年4月 1984年4月 1995年4月 2007年9月 2014年10月 2016年10月  2022年6月	弁護士登録 梶谷綜合法律事務所入所 永沢総合法律事務所代表弁護士（現任） グリー株式会社社外監査役 当社社外監査役（現任） 株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現任） ウエインズトヨタ神奈川株式会社社外取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	古川徳厚 (1981年5月1日生)	<p>2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社</p> <p>2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ) 入社</p> <p>2014年12月 株式会社ピクセラ 社外取締役</p> <p>2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 取締役</p> <p>2019年6月 株式会社Eストアー 社外取締役</p> <p>2019年10月 株式会社ひらまつ 社外取締役</p> <p>2020年3月 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>2020年3月 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役</p> <p>2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/パートナー</p> <p>2022年9月 グロースパートナーズ株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 (現任)</p> <p>2023年2月 株式会社GRCS 社外取締役</p> <p>2024年5月 株式会社タカキュー社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2024年6月 株式会社JINDINROU 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2024年9月 株式会社MVホールディングス 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年11月 株式会社メルヴェイユ 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年11月 MVマーケティング株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年11月 株式会社ユナイテッドバリューズ 社外取締役 (現任)</p>		0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上未来氏、永沢徹氏、及び古川徳厚氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 村上未来氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として多数の企業における監査業務経験を有しており、上場企業における監査等委員である社外取締役としての経験があることから、財務及び会計的側面からの助言が期待できると考えたためであります。
4. 永沢徹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として多数の企業における監査業務経験を有しており、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な知見を有していることから、法律的側面からの助言が期待できると考えたためであります。
5. 古川徳厚氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、コンサルティング会社や上場企業成長支援会社において、M&A、成長戦略の策定、新規事業拡大、オペレーション改善等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらをもとに経営全般及び株主の観点から助言が期待できると考えたためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 当社は、永沢徹、古川徳厚の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は村上未来氏が監査等委員である取締役としての選任が承認され、就任した場合には、当社と同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、村上未来及び永沢徹の各氏の選任が承認された場合、各氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年1月に同内容での更新を予定しております。各候補者について選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれられることになります。

#### 【保険契約の内容の概要】

##### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

##### ②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も併せて、被保険者である役員等が行った行為に起因して、当該被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当該被保険者が被る損害及び賠償請求や公的調査等の対応費用が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益を得たことに起因する場合や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等、填補の対象外とされる一定の事由があります。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2019年8月8日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は250百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告30頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当であると判断しております。現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2019年8月8日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であるものと判断しております。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

### I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てるストック・オプションであり、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、その具体的な内容は相当なものであると判断しております。

### II. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### 1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件」が原案どおり承認可決されると、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

この度、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、上記の金銭報酬の額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。当該新株予約権1個当たりの公正価額につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定することとしております。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、5,000個とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株とし、下記(3)①により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### (3) 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行}}{\text{株式数}} \times \frac{1\text{株当たり}}{\text{払込金額}} \\
 \hline
 \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの日の範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額から、上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の割当日

別途取締役会が定める日とする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記(3)①に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(3)④に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記(3)⑥に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(5)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、景気回復の兆しがみられた一方、海外での紛争や円安・物価高により金融市場の見通しは未だ不透明な状況が続いております。当社グループが事業展開しているインターネット関連市場は、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早いことが特徴です。昨今では、生成AIをはじめとする革新的技術の急速な普及により、企業においては業務プロセスやビジネスモデルの抜本的な見直しが進み、AIを活用したオペレーション改革が大企業を中心に加速しています。

こうした技術革新は、労働市場にも大きな影響を及ぼしています。AX(AI Transformation)及びDX (Digital Transformation) 領域では、高度なデジタルスキルを持つ人材の不足が引き続き深刻な課題となっており、企業側では専門性の高い外部人材の活用や、多様な働き方への対応ニーズが一段と高まっています。

また、個人においても、求められるスキルの高度化が進んでおり、人材の流動性は今後さらに加速すると見込まれます。これに伴い、リスキリングを含む個人のスキルアップへの投資が拡大し、AX/DX人材関連市場は今後も持続的な成長が期待されます。

このような環境において、当社グループは「個のエンパワーメント」をミッション、「すべてのビジネスを『ランサーの力』で前進させる」、「誰もが自分らしく才能を発揮し、『誰かのプロ』になれる社会をつくる」をビジョンに掲げ、プロ人材とテクノロジーを組み合わせ、AX/DXソリューションを提供してまいります。

主力のマッチング事業においては、オンライン上でクライアント（企業）とランサー（個人）を直接マッチングするサービスである「ランサーズ」のプロ人材ネットワーク（登録ユーザー数 約300万）を中心に、クライアントのエンジニア・デザイナー・マーケター等の求人ニーズに対応して、エージェントを介してフリーランス人材を紹介するサービスである「ランサーズ テックエージェント」と、同様の形でコンサルタントを紹介する「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」を当社グループの主力サービスに位置付け、事業を拡大しております。

当連結会計年度においては、大手企業を対象にシステム開発の上流工程から支援する「ランサーズ システムインテグレーション」を立ち上げ、正社員とフリーランスのチーム提供により柔軟なリソース提供ができる体制構築をしてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,589,136千円（前年同期比0.3%増）となり、営業利益は109,169千円（前年同期比44.7%増）、経常利益は115,374千円（前年同期比42.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は176,882千円（前年同期比59.2%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は50,405千円であり、その主な内容は、システムの改善・効率化のためのソフトウェア開発投資であります。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第14期 2022年3月期	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	4,073,447千円	4,808,345千円	4,573,141千円	4,589,136千円
経常利益又は経常損失(△)	△358,491千円	△244,304千円	80,743千円	115,374千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△672,369千円	△238,625千円	111,117千円	176,882千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△42.86円	△15.14円	7.00円	10.89円
総資産	2,840,459千円	3,073,518千円	3,517,496千円	3,280,733千円
純資産	1,188,427千円	957,395千円	1,181,635千円	1,358,518千円
1株当たり純資産	75.48円	60.64円	72.74円	83.62円

## ②当社の財産及び損益の状況

区分	第14期 2022年3月期	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高	2,347,305千円	1,881,885千円	3,530,970千円	4,533,473千円
経常利益又は経常損失（△）	△347,694千円	△208,785千円	68,589千円	111,013千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△647,062千円	△201,075千円	177,666千円	177,387千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	△41.25円	△12.76円	11.19円	10.92円
総資産	2,591,948千円	2,544,259千円	3,586,071千円	3,354,207千円
純資産	1,183,982千円	990,176千円	1,281,290千円	1,458,678千円
1株当たり純資産	75.20円	62.74円	78.87円	89.79円

（注）第16期における経営指標等の大幅な変動は、主として完全子会社であったランサーズエージェンシー株式会社及び株式会社ワークスタイルラボを吸収合併したことによるものであります。

## （4）重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
MENTA株式会社	31,975千円	100%	教える人と学ぶ人の繋ぐオンラインメンターサービス「MENTA」

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,620,400株  
(2) 発行済株式の総数 16,245,228株  
(3) 当事業年度末の株主数 4,953名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
秋好 陽介	7,380,754	45.43
株式会社SBI証券	1,000,612	6.15
パーソルホールディングス株式会社	748,800	4.60
楽天証券株式会社	624,500	3.84
株式会社全国個人事業主支援協会	410,000	2.52
株式会社丸井グループ	386,100	2.37
INTERACTIVE BROKERS LLC	312,200	1.92
竹内 創哉	175,700	1.08
西村 裕二	171,400	1.05
株式会社SBI新生銀行	160,900	0.99

(注) 1. 持株比率は、自己株式（37株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
秋好陽介	代表取締役社長	CEO
後藤信彦	取締役	
上野諒一	取締役	
加藤丈幸	取締役	パーソルベンチャーパートナーズ合同会社 代表パートナー VISITS Technologies株式会社 社外取締役
村上臣	取締役	Shin&Co.株式会社 代表取締役 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部 客員教授 株式会社ポピングス 社外取締役 スマートニュース株式会社ヴァイス・プレジデント日本 プロダクト担当
古川徳厚	取締役	グロースパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社タカキュー 社外取締役 (監査等委員)
村田恭介	常勤監査役	
平田幸一郎	監査役	平田公認会計士事務所 所長 有限会社アドバンスワン 取締役社長 株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) ビープラット株式会社 社外監査役
永沢徹	監査役	永沢総合法律事務所 代表弁護士 株式会社めぶきフィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員) ウエインズトヨタ神奈川株式会社 社外取締役

- (注) 1. 村上臣氏の戸籍上の氏名は、鶴田臣であります。  
 2. 加藤丈幸氏、村上臣氏及び古川徳厚氏は、社外取締役であります。  
 3. 村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏は、社外監査役であります。  
 4. 当社は、社外取締役である加藤丈幸氏及び村上臣氏並びに社外監査役である村田恭介氏、平田幸一郎氏及び永沢徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 社外監査役村田恭介氏は、外食メディア企業における長年の内部監査業務の経験を有しており、内部統制構築に関する豊富な知見を有していることから、内部統制構築における助言を期待して選任しております。  
 6. 社外監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として多数の企業における監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、会計的側面からの助言を期待して選任しております。  
 7. 社外監査役永沢徹氏は、弁護士として多数の企業における監査業務経験を有しており、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な知見を有していることから、法律的側面からの助言を期待して選任しております。  
 8. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
秋好陽介	ランサーズ・ストラテジック・コンサルティング株式会社 取締役		2025年5月14日
後藤信彦	ランサーズ・ストラテジック・コンサルティング株式会社 取締役		2025年5月14日

## (2) 当事業年度に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
曾根秀晶	2024年12月31日	辞任	当社取締役 FISM株式会社 社外取締役
小沼志緒	2024年6月28日	任期満了	当社取締役
岡島悦子	2024年6月28日	任期満了	当社社外取締役 株式会社プロノバ 代表取締役社長 株式会社丸井グループ 社外取締役 株式会社セプテニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社ユーブレナ 取締役 兼 指名報酬委員会委員長

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		金銭報酬 (基本報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付株式)	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	64,283千円 ( 9,465千円)	4,560千円 —	4,608千円 ( 1,385千円)	73,451千円 ( 10,850千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,141千円 ( 20,141千円)	—	—	20,141千円 ( 20,141千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (7名)	84,424千円 ( 29,606千円)	4,560千円 —	4,608千円 ( 1,385千円)	93,592千円 ( 30,991千円)

- (注) 1. 取締役の報酬は定額報酬及び業績連動報酬とすることとし、また、監査役の報酬は、定額報酬とすることとしております。その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各役員の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しています。これは、2022年6月27日開催の取締役会の決議に基づき取締役（社外取締役を含む）6名に付与した譲渡制限付株式にかかるものであり、取締役（社外取締役を含む）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資

の方法で給付したことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

なお、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新たな譲渡制限付株式の割当では2023年6月26日をもって終了しています。

#### (4) 取締役の報酬等の決定方針等の概要

##### ①基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、2024年6月28日開催の取締役会において決議しております。企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬及び持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とし、取締役の担当職務、各期の業績、中長期企業価値への貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して決定することとしております。

##### ②取締役の報酬の内容

取締役の報酬は金銭報酬及び業績連動報酬で構成されております。業績連動報酬については、2022年6月13日開催の取締役会にて決議され、2019年8月8日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額の範囲内にて事業年度ごとの業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度毎の営業利益や業績目標達成度等を鑑みて算出された額を一定の時期に支給しております。業績連動報酬等にかかる業績指標は各事業年度の当社グループの売上総利益及び営業利益であり、2025年3月期の実績は連結損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、又、売上総利益及び営業利益が当社グループの企業価値や事業成績を示す上で最適な指標となると判断したためであります。業績連動報酬の算定方法は、当該業績指標の水準等を基本指標とし、算出いたします。

##### ③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長秋好陽介が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると思われるためです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役から構成される指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえた上で代表取締役により報酬額の具体的な内容が決定される仕組みを構築しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2019年8月8日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額250百万円以内）、監査役の報酬額について年額100百万円以内とご承認いただいております。なお、当該臨時株主総会終結時点の会社役員の員数につきましては、取締役5名（うち社外取締役は2名）、監査役3名です。

また、2021年6月28日開催の定時株主総会において、上記報酬の内枠で、取締役（社外取締役を含む）に対し譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、割り当てる普通株式の総数は年32,000株以内（うち社外取締役分は年16,000株以内）で承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の会社役員の員数につきましては、取締役4名（うち社外取締役は2名）、監査役3名です。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>2,491,517</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>1,396,604</b>
現金及び預金	1,727,032	買掛金	245,120
売掛金	433,652	1年内返済予定の長期借入金	67,080
仕掛品	2,468	未払金	330,378
前払費用	24,204	未払費用	91,418
未収入金	260,515	未払法人税等	173
その他の	57,829	未払消費税等	29,469
貸倒引当金	△14,185	預り金	566,661
<b>【固定資産】</b>	<b>789,215</b>	<b>賞与引当金</b>	<b>58,180</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,497</b>	その他の	8,121
建物	1,212	<b>【固定負債】</b>	<b>525,610</b>
工具、器具及び備品	284	新株予約権付社債	300,000
<b>無形固定資産</b>	<b>617,616</b>	長期借入金	225,610
ソフトウェア	286,895	<b>負債合計</b>	<b>1,922,214</b>
ソフトウェア仮勘定	19,553	<b>純資産の部</b>	
のれん	310,856	<b>【株主資本】</b>	<b>1,358,481</b>
その他の	310	資本金	55,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>170,101</b>	資本剰余金	1,239,788
敷金及び保証金	30,768	利益剰余金	63,729
繰延税金資産	139,333	自己株式	△36
その他の	0	<b>【新株予約権】</b>	<b>36</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,280,733</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,358,518</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,280,733</b>

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売	上 原	高 価 益
売 売	上 総 利	益
販 売 費 及 び	一 般 管 理	費
營 業	利	益
營 業	外 収	益
受 営 業	取 債	利 息
そ の の	務 消 減	益
そ の の	の 消 減	他
營 業	外 費	用 途
支 払	の 利	息
そ の の	の 利	他
經 常	利	益
税 金 等 調 整	前 当 期	純 利 益
法 人 税、住 民 税 及 び	事 業 税	
法 人 税 等 調 整	額	
当 期	純 利 益	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る	当 期 純 利 益	

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	120,275	1,839,458	△778,098	△36	1,181,599
連結会計年度中の変動額					
減資	△65,275	65,275			—
欠損填補		△664,945	664,945		—
親会社株主に帰属する当期純利益			176,882		176,882
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△65,275	△599,669	841,827	—	176,882
当連結会計年度末残高	55,000	1,239,788	63,729	△36	1,358,481

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	36	1,181,635
連結会計年度中の変動額		
減資		—
欠損填補		—
親会社株主に帰属する当期純利益		176,882
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)		
連結会計年度中の変動額合計	—	176,882
当連結会計年度末残高	36	1,358,518

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>2,389,793</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>1,369,919</b>
現金及び預金	1,658,506	買掛金	245,120
売掛金	425,407	1年内返済予定の長期借入金	67,080
仕掛品	2,468	未払金	330,833
前払費用	24,005	未払費用	91,418
未収入金	261,756	未払消費税等	28,498
その他の	31,834	前受金	3,575
貸倒引当金	△14,185	預り金	540,667
<b>【固定資産】</b>	<b>964,414</b>	賞与引当金	58,180
<b>有形固定資産</b>	<b>1,497</b>	その他の	4,546
建物	1,212	<b>【固定負債】</b>	<b>525,610</b>
工具、器具及び備品	284	長期借入金	225,610
<b>無形固定資産</b>	<b>507,291</b>	新株予約権付社債	300,000
ソフトウェア	286,895	<b>負債合計</b>	<b>1,895,529</b>
ソフトウェア仮勘定	19,553		
のれん	200,531	<b>純資産の部</b>	
その他の	310	<b>【株主資本】</b>	<b>1,458,641</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>455,625</b>	資本金	55,000
関係会社株式	286,982	資本剰余金	1,239,788
敷金及び保証金	30,768	資本準備金	842,186
繰延税金資産	137,874	その他資本剰余金	397,602
		利益剰余金	163,889
		その他利益剰余金	163,889
		繰越利益剰余金	163,889
		自己株式	△36
		<b>【新株予約権】</b>	<b>36</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,458,678</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,354,207</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,354,207</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売	上 原	高 価 値 益
売 売	上 総 利	益
販 売 費 及 び	一 般 管 理	費
營 業	利	益
營 業	外 収	益
受 取	利	息
營 業 債 務	消 滅	益
関 係 会 社 業 務	受 託 収	入
そ の		他
營 業	外 費	用
支 払	利	息
そ の		他
經 常	利	益
税 引 前 当 期	純 利	益
法 人 税、住 民 税 及 び	事 業 税	
法 人 税 等	調 整	額
当 期	純 利	益

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本準備金	剩余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	120,275	1,441,856	397,602	1,839,458	△678,443
当期変動額					
減資	△65,275	△599,669	664,945	65,275	
欠損填补			△664,945	△664,945	664,945
当期純利益					177,387
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△65,275	△599,669	—	△599,669	842,332
当期末残高	55,000	842,186	397,602	1,239,788	163,889
					163,889

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△36	1,281,254	36	1,281,290
当期変動額				
減資		—		—
欠損填补		—		—
当期純利益		177,387		177,387
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	177,387	—	177,387
当期末残高	△36	1,458,641	36	1,458,678

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

ランサーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神代勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小出啓二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ランサーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するするために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

ランサーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神代勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小出啓二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ランサーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上のことと、監査役会は、監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

ランサーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 村田恭介㊞

社外監査役 平田幸一郎㊞

社外監査役 永沢徹㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号  
TOKYU REIT 渋谷Rビル 9階  
ランサーズ株式会社 東京本社特設会場  
電話番号 03-5774-6086



交通 ● 東急東横線・田園都市線、JR山手線・埼京線、  
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線  
渋谷駅C1より徒歩3分 (JR新南口から徒歩2分)

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性がございます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

第17回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

対処すべき課題  
主要な事業内容  
主要な事業所  
従業員の状況  
主要な借入先  
会社の新株予約権等に関する事項  
責任限定契約の内容の概要  
補償契約の内容の概要  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
社外役員に関する事項  
会計監査人の状況  
会社の体制及び方針  
連結注記表  
個別注記表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

ランサーズ株式会社

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 対処すべき課題

当社グループは、更なる事業拡大と収益基盤安定化のために、以下の事項を重要な課題として認識し、対処してまいります。

#### ①事業の継続的な成長と発展

当社グループはこれまでフリーランスを中心とした人材マッチング事業を軸に企業のDX (Digital Transformation) を支援してまいりました。しかし、昨今では、生成AIをはじめとする革新的技術の急速な普及により、企業の業務プロセスやビジネスモデルは抜本的な見直しが進められており、個人に求められるスキルも大きく変化しております。このような環境変化において、AX/DX人材不足による企業の採用課題は一層深刻化し、新たな手段としてフリーランスの活用や、AX/DX推進による業務効率化への需要が高まることが予想されます。そのため、当社グループの抱えるプロフェッショナル人材とテクノロジーを組み合わせたソリューションを提供することで、クライアントのAX/DXを支援してまいります。

#### ②プロフェッショナル人材の確保

当社グループの主力事業であるマッチング事業の拡大にはAI時代に付加価値が高いスキルを有するプロフェッショナル人材の確保が重要と考えております。そのため、教えたい人と学びたい人を繋ぐオンラインメンターサービスである「MENTA」、フリーランスのAIスキル習得を支援する「ランサーズAI大学」、「ランサーズカードVisa」など個人向けサービスを強化することで、プロフェッショナル人材の集客と定着を図ってまいります。

#### ③新規事業への投資

当社グループでは、生成AIをはじめとする革新的技術の急速な普及で生じる新たな顧客ニーズに対応するための新規事業投資を行っておりますが、安定収益を生み出すまでに一定の投資が必要であり一時的に利益率を低下させる可能性があります。そのため、新規事業への投資にあたっては市場動向を十分に分析し、事業計画を慎重に精査した上で実行判断をするほか、既存事業との収益のバランスを勘案して許容できるリスクの範囲内で投資を実行してまいります。

#### ④サイトの安全性と健全性の確保

当社グループのサイトにおいては、取引のプロセスにおいて、発注側の企業（クライアント）と受注側の個人（ランサー）の間で直接コミュニケーションが発生するため、双方のユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サイトの安全性と健全性を確保する必要があります。そのため、専任の監視チームが24時間365日すべての仕事依頼内容を確認しており、不適切な内容は非表示対応や修正していただくよう依頼をしており

ます。また、当社グループは第三者機関によるシステム監査（ペネトレーションテスト）を実施し、脆弱性の是正・監視体制を強化しております。今後もこの取り組みを維持・継続し、サイトの安全性と健全性の確保に努めてまいります。

#### ⑤システムの安定性強化と運用管理体制の構築

当社グループはインターネット上で重要な個人情報に係るサービスを展開しているため、サーバーレスponsの観点のみならず、セキュリティの観点からも安定的なシステム体制を構築し運用していくことが重要であると考えております。そのため突発的なアクセス増加にも耐えられるサーバー設備強化を行っていくとともに、セキュリティ関連の規程・マニュアルを制定し、社員に対するセキュリティ研修を実施して、セキュリティ管理体制を強化しております。さらに、個人情報関連法を厳格に遵守する体制を構築しております。なお、当社は、2017年4月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマーク制度の認証を受けており、2023年4月に更新を行っております。このようにシステムの安定性強化と運用管理体制の構築と改善に努めてまいります。

#### ⑥優秀な人材の採用と企業文化の醸成

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。当社グループは、「すべてはユーザーのために」「101をやり切る」「あるべきで考え、大胆に行動する」「アクション・アジャイル」「チームクリエイター」という行動指針を掲げ、ユニークな企業文化をグループ全体でさらに浸透・発展させるべく、時代に沿った新たな人事制度の構築を行ってまいりました。今後も優秀な人材を確保すべく当社グループのブランド向上と企業文化の浸透に努めると同時に、次期連結会計年度においては収益性を向上させ、恒常的な黒字化と筋肉質な組織基盤を構築してまいります。

(2) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
プラットフォーム事業 (マーケットプレイス事業、エージェント事業)	個人と企業をマッチングする受発注プラットフォーム。 オンラインで企業が直接利用するマーケットプレイス事業、当社グループが介在しIT人材やコンサルタントを紹介するエージェント事業から構成。

(3) 主要な事業所

①当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

②子会社

名 称	所 在 地
M E N T A 株 式 会 社	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

(4) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
141名	11名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト及びインターン）11名は含んでおりません。

(5) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
樂 天 銀 行 株 式 会 社	247,470千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	45,220千円

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2015年5月14日	2016年6月28日	2017年6月29日
保有者数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	1名 1名	1名	1名
新株予約権の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	10個 100個	65個	10個
新株予約権の目的となる株式の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	1,000株 10,000株	6,500株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	605円	605円	605円
権利行使期間	2017年5月15日から 2025年5月14日まで	2018年6月29日から 2026年6月28日まで	2019年6月30日から 2027年6月28日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2018年4月13日	2018年6月25日	2019年2月14日
保有者数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	2名	2名	1名 1名
新株予約権の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	900個	300個	100個 134個
新株予約権の目的となる株式の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	90,000株	30,000株	10,000株 13,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	605円	605円	605円
権利行使期間	2020年4月14日から 2028年4月13日まで	2020年6月26日から 2028年6月25日まで	2021年2月15日から 2029年2月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	第10回新株予約権
発行決議日	2019年6月27日
保有者数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	1名
新株予約権の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	50個
新株予約権の目的となる株式の数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役（社外役員に限る） 監査役（社外監査役）	5,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	605円
権利行使期間	2021年6月28日から 2029年6月26日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

(注) 1. 当社は2019年8月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」を調整しております。  
2. 第3回新株予約権は、2025年5月14日に行使期間が満了し、消滅しております。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

- ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年2月29日発行の当社第11回新株予約権の内容及び当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債3億円に付された新株予約権の内容は次のとおりです。

① 第11回新株予約権

割当日	2024年2月29日
発行新株予約権数	3,649個
発行価額	総額36,490円（本新株予約権1個当たり10円）
当該発行による潜在株式数	364,900株
調達資金の額	100,019,090円（注） (内訳) 本新株予約権発行分 36,490円 本新株予約権行使分 99,982,600円
行使価額	274円
行使請求期間	2024年3月1日から2029年2月28日
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先	GP上場企業出資投資事業有限責任組合（以下「GPファンド」といいます。）
その他	当社は、GPファンドとの間で、2024年2月13日付で、本新株予約権に関する引受契約書を締結いたしました。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	2024年2月29日
新株予約権の総数	30個
社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
当該発行による潜在株式数	1,149,400株
調達資金の額	300,000,000円
転換価額	261円
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先	GPファンド
利率及び償還期日	利率：年率0.1% 償還期日：2029年2月28日
償還価額	本社債の金額100円につき金100円
その他	(i) 上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (ii) 当社は、GPファンドとの間で、2024年2月13日付で、本新株予約権付社債に関する引受契約書を締結し、以下のとおり合意しています。 (a) GPファンドは、2024年3月1日から2026年2月28日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。 (b) (a)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項の繰上償還事由に該当する場合、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社がGPファンドによる本転換社債型新株予約権の行使に合意した場合、④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止された場合、⑤当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は⑥有価証券報告書又は四半期報告書を適法に提出しなかった場合には、GPファンドは、その後いつでも転換社債型本新株予約権を行使できます。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

#### (2) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

被保険者は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員及び退任役員です。被保険者である役員等が行った行為に起因して、当該被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用並びに会社が当該行為に対応するために要した費用等の損害が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益を得たことに起因する場合や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等、填補の対象外とされる一定の事由があります。

なお、当該保険契約は2026年1月に更新される予定であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、「第17回定時株主総会招集ご通知」の「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

また、当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	加 藤 丈 幸	当事業年度に開催された取締役会へは14回中14回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	村 上 臣	当事業年度に開催された取締役会へは14回中14回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	古 川 徳 厚	社外取締役就任後に開催された取締役会へは10回中10回出席し、社外取締役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	村 田 恒 介	当事業年度に開催された取締役会へは14回中14回、また、監査役会には14回中14回出席し、常勤監査役としての見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	平 田 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会へは14回中14回、また、監査役会には14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	永 沢 徹	当事業年度に開催された取締役会へは14回中14回、また、監査役会には14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記取締役会のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

##### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

加藤丈幸氏には事業開発をはじめとする事業全般に対する知見が深いこと及びその経験が豊富であることから経営全般に対する助言を期待しておりましたが、取締役会における経営全般に対する助言に加え、特に事業開発や事業拡大に関する助言を、取締役会以外の場においても行っております。

村上臣氏には会社経営、技術及びプロダクトに対する知見が深いこと及びその経験が豊富であることから経営全般に対する助言を期待しておりましたが、取締役会における経営全般に対する助言に加え、特に当社サービスに関する助言を、取締役会以外の場においても行っております。

古川徳厚氏には、コンサルティング会社や上場企業成長支援会社において、M&A、成長戦略の策定、新規事業拡大、オペレーション改善等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております、それらをもとに経営全般及び株主の観点から助言が期待しておりましたが、取締役会における経営全般に対する助言に加え、特に成長戦略に関する助言を、取締役会以外の場においても行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
35,300千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
35,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

##### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (7) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2019年3月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、2022年1月14日開催の取締役会において改定しており、現在当該基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。内容及び運用状況は以下のとおりです。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス経営を推進します。
- b. コンプライアンスを推進する体制として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、各部門を統括する取締役又は部長をコンプライアンス担当者として任命します。
- c. コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの推進状況を把握し、その概要を取締役会に適切に報告します。
- d. コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し、実施します。
- e. コンプライアンス委員会は、取締役及び役職員に対するコンプライアンスに関する研修等を実施します。
- f. コンプライアンスに関する通報・相談をするための窓口として内部通報制度を設置します。当該通報・相談をした者に対しては、通報・相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをしません。
- g. 内部監査を担当する部門を設置し、コンプライアンスの状況の監査を行い、代表取締役社長及びコンプライアンス担当者に適切に報告します。
- h. 監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監督します。

#### ②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

記録・情報の取り扱いについては、文書管理規程を制定し、当該規程に従って取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存・管理を行います。

#### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理規程に基づき、コーポレート部がリスク管理を主管し、コーポレート担当役員をリスク管理責任者として選任します。
- b. コーポレート部は、リスクの顕在化による損失発生の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、適切にリスクマネジメントを実施します。
- c. 当社グループは、会社単位及び業務単位でリスクを識別し、リスク管理主管部署であるコーポレート部に報告します。コーポレート部は、特性に応じて分類したリスクごとにリスクマネジメントを推進する体制を整備します。リスク管理責任者は、各推進体制の運用状況について、定期的に取締役会に報告します。

- d. 当社グループの経営又は事業活動に重大な支障を与える恐れのある事故・大規模な災害等が発生した場合は、これに伴い生じる会社の損失を最小化するため、速やかに必要な措置を講じます。大地震等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要な事項の場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な措置を講じます。

④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
- b. 執行役員規程に基づき執行役員制度を導入し、迅速で効率性の高い経営の実現を図ります。
- c. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図ります。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を把握するため、子会社から経営上の重要事項の報告を受け、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。
- b. 当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、助言、指導等の必要な対応を行います。
- c. 当社は、定期的に開催するコンプライアンス委員会において、子会社におけるコンプライアンスの推進状況を把握し、子会社のコンプライアンスの強化を図ります。
- d. 当社の内部監査部は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の代表取締役社長及びリスク管理責任者に適切に報告します。
- e. 当社と子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行います。
- f. 当社と子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、予算会議を毎月開催します。
- g. 子会社は、取締役会規程（取締役会設置会社の場合）、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
- h. 子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施します。
- i. コンプライアンスを推進する体制として、子会社の代表取締役は、当社が開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する状況を報告し、コンプライアンスを遵守した経営を推進します。

## ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社及び子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために評価、維持、改善等を行います。
- b. 当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- c. 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査します。

## ⑦監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- a. 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
  - i. 監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとします。
  - ii. 配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討します。
  - iii. 当該従業員の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行います。
- b. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - i. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮・命令に従うものとします。
  - ii. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない従業員を配置します。
- c. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社グループは、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
- d. 当社及び子会社の取締役並びに従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - i. 当社及び子会社の取締役並びに執行役員から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告します。
  - ii. 取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
  - iii. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。
- e. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- f. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、適時適切に行います。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査役と代表取締役社長との会合、監査役と内部監査を担当する部門との会合、並びに監査役、内部監査を担当する部門及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催します。
  - ii. 監査役から監査役の職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応します。

#### ⑧反社会的勢力の排除

当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求の拒絶のための体制を整備、取り組みを推進します。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

#### ①取締役の職務執行

社外取締役3名を含む取締役は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の確認、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営にあたっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

#### ②監査役の職務執行

監査役3名（全員社外監査役）は、原則月1回開催される監査役会に出席し、監査役会において定めた監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

また、取締役会、コンプライアンス委員会、その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査部及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役社長よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

### ③コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

当社では、リスク管理規程に基づき、取締役の中からリスク管理責任者を選任し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに取締役及び使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、法令違反行為等に関する相談・通報体制（社内通報窓口）を設置して、早期に問題点の対応を図るように努めております。また運用に当たっては、情報提供者の保護を十分に配慮した「内部通報規程」を定め、厳正に実施しております。

### ④子会社経営管理

当社グループでは、当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社役員から、月次業績や決算報告及び業務上の重要事項等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図る等、子会社の経営管理体制を構築しております。また、役員の選任・退任や経営上の重要事項等は、親会社である当社へ事前報告を行い、当社が定める会議、機関又は社長において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

### ⑤内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した代表取締役社長直結の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部では、全グループを対象として法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることの確認を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

### ⑥反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を「反社会的勢力対応規程」に定め、関係を遮断する体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はこれまで事業基盤の確立と持続的な成長に向けた投資を優先し、創業以来、剰余金の配当を見送ってまいりました。この間、全社一丸となって収益力の回復及び向上に努めた結果、当期（2025年3月期）は通期での黒字化を達成し、自己資本比率なども着実に向上いたしました。これにより、健全な財務基盤を維持しつつ、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的な利益還元を開始できる体制が整ったと判断し、来期（2026年3月期）の期末配当より、当社として初めてとなる剰余金の配当（初配）を実施する方針を決定いたしました。来期の期末配当金につきましては、業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、1株当たり2円を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

MENTA株式会社

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Lancers Philippine Crowdsourcing Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用しない非連結子会社の数

1社

##### (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

Lancers Philippine Crowdsourcing Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持ち分に見合う額）及び利益剰余金（持ち分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法（ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～10年

工具、器具及び備品 4～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

のれん 10年

#### (3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは「ランサーズ」「ランサーズ テックエージェント」「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」の主要3サービスを展開しております。

「ランサーズ」は、インターネット上で個人（以下、ランサー）と企業（以下、クライアント）をマッチングする受発注プラットフォームの運営であり、クライアントとランサー間で取引が成立し、仕事が完了し、ランサーが獲得した報酬の一部をシステム利用料として得ております。ランサーが報酬を獲得した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

「ランサーズ テックエージェント」及び「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」は、クライアントからの業務委託内容を明確にした上で、当該業務を当社グループから再委託するランサー（「ランサーズ テックエージェント」の場合はエンジニア、デザイナー、マーケターといったIT人材、「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」の場合は経営課題に応じてIT系や戦略系といった各分野におけるフリーコンサルタント）を当社グループを介してクライアントへ紹介し、委託された役務の提供に応じてクライアントより業務委託料を得ております。当社グループが役務提供を完了した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的な見積りに基づき10年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、均等償却しております。

## 表示方法の変更に関する注記

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」（前連結会計年度9千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれん

- (1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額  
310,856千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2020年10月に買収したイリテク株式会社（現 MENTA株式会社）において110,324千円、2022年6月に買収した株式会社ワークスタイルラボ（2024年1月に当社に吸収合併）において200,531千円の残高を計上しております。

毎期、業績や経営環境の変化、事業戦略の見直し等を判断材料に減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある場合には減損の認識の判定を行います。

減損の認識の判定では、経済状況や将来の市場及び経済全体の成長率等を考慮して立案する事業計画等の仮定や前提に基づいて将来キャッシュ・フローを見積ります。

のれんが帰属する事業に関連する資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含むより大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、前者が後者を上回る場合には減損損失を認識します。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- |                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産         | 1,497千円   |
| 無形固定資産（のれんを除く） | 306,760千円 |
| 減損損失           | 一千円       |

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産又は資産グループについては、減損の兆候があると認められる場合には、それから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識の判定では、経済状況や将来の市場及び経済全体の成長率等を考慮して立案する事業計画等の仮定や前提に基づいて割引前将来キャッシュ・フローを見積ります。

当連結会計年度においては、当社グループはいくつかの資産グループに減損の兆候があるものと判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 46,224千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 16,245,228株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 693,500株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金調達については、資金の性質や回収期間に応じて、増資による資金調達又は金融機関からの長短期での借入により調達する方針としております。資産運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブは利用しない方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金は主に、運転資金に係る資金調達を目的としたものです。

営業債務である預り金は、流動性リスクに晒されております。

有価証券は発行体の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

##### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	30,768	30,768	—
資産計	30,768	30,768	—
(1) 新株予約権付社債	300,000	292,379	△7,620
(2) 長期借入金（※2）	292,690	290,186	△2,503
負債計	592,690	582,566	△10,123

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### （注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,727,032	—	—	—
売掛金	433,652	—	—	—
未収入金	260,515	—	—	—
敷金及び保証金	—	30,768	—	—
合計	2,421,200	30,768	—	—

(注) 2. 長期借入金及び新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長 期 借 入 金	67,080	67,080	158,530	—	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債	—	—	—	300,000	—	—
合計	67,080	67,080	158,530	300,000	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格による算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	30,768	—	30,768
資産計	—	30,768	—	30,768
新株予約権付社債	—	292,379	—	292,379
長期借入金	—	290,186	—	290,186
負債計	—	582,565	—	582,565

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

新株予約権付社債

残存期間における元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
マッチング事業	4,524,900
その他事業	64,233
その他	2
顧客との契約から生じる収益	4,589,136
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,589,136

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に含まれております。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上「その他（流動負債）」に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	450,602	433,652
契約負債	2,816	3,575

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	83円62銭
1 株当たり当期純利益	10円89銭

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、同日付で設立いたしました。

### (1) 子会社設立の目的

当社グループは「個のエンパワーメント」をミッション、「すべてのビジネスを『ランサーの力』で前進させる」、「誰もが自分らしく才能を發揮し、『誰かのプロ』になれる社会をつくる」をビジョンに掲げ、企業と個人をマッチングさせる仕事のプラットフォームの運営により、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援してまいりました。

近年、生成AIをはじめとする革新的な技術が急速に普及しており、企業の業務プロセスやビジネスモデルの変革が進んでおります。これに伴い、従来人手により行われていた一部の業務領域においてAIの活用が進展しており、今後は戦略策定など、より高度な判断や専門性が求められる業務を担うプロフェッショナル人材への需要が一層高まることが想定されます。

このような社会的・技術的潮流を踏まえ、当社グループは、企業の戦略策定段階から業務変革（AX）及びDXを支援するコンサルティング業務を担う子会社の設立を決定いたしました。これにより、当社グループがこれまでに築いてきたプロフェッショナル人材のネットワークを最大限に活用し、企業の課題解決に向けた戦略立案から実行支援までを一貫して提供できる体制を整備してまいります。

### (2) 新設子会社の概要

① 名称	ランサーズ・ストラテジック・コンサルティング株式会社
② 所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 和田 千弘
④ 事業内容	戦略コンサルティング、組織人事コンサルティング、M&Aに関するコンサルティング、その他経営全般に関するコンサルティング等
⑤ 資本金	50百万円
⑥ 設立年月日	2025年5月14日
⑦ 出資比率	当社100%

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

主として定率法（ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～10年

工具、器具及び備品 4～6年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に、のれんについては効果が及ぶ期間（10年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は「ランサーズ」「ランサーズ テックエージェント」「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」の主要3サービスを展開しております。

「ランサーズ」は、インターネット上で個人（以下、ランサー）と企業（以下、クライアント）をマッチングする受発注プラットフォームの運営であり、クライアントとランサー間で取引が成立し、仕事が完了し、ランサーが獲得した報酬の一部をシステム利用料として得ております。ランサーが報酬を獲得した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

「ランサーズ テックエージェント」及び「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」は、クライアントからの業務委託内容を明確にした上で、当該業務を当社から再委託するランサー（「ランサーズ テックエージェント」の場合はエンジニア、デザイナー、マーケターといったIT人材、「ランサーズ プロフェッショナルエージェント」の場合は経営課題に応じてIT系や戦略系といった各分野におけるフリーコンサルタント）を当社を介してクライアントへ紹介し、委託された役務の提供に応じてクライアントより業務委託料を得ております。当社が役務提供を完了した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれん

#### (1) 当事業年度末の貸借対照表に計上した金額

200,531千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2022年6月に買収した株式会社ワークスタイルラボ（2024年1月に当社に吸収合併）において200,531千円の残高を計上しております。

毎期、業績や経営環境の変化、事業戦略の見直し等を判断材料に減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある場合には減損の認識の判定を行います。

減損の認識の判定では、経済状況や将来の市場及び経済全体の成長率等を考慮して立案する事業計画等の仮定や前提に基づいて将来キャッシュ・フローを見積ります。

のれんが帰属する事業に関連する資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含むより大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、前者が後者を上回る場合には減損損失を認識します。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 関係会社株式

#### (1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

286,982千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の残高はMENTA株式会社の株式であります。

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上を行うこととしております。なお、当事業年度は、株式の発行会社の財政状態の悪化はなく、評価損は計上しておりません。

なお、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,497千円
無形固定資産 (のれんを除く)	306,760千円
減損損失	一千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,224千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものと除く)

短期金銭債権	1,240千円
短期金銭債務	675千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

営業費用 3,500千円

営業取引以外の取引による取引高 10,636千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 37株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,345
賞与引当金	17,302
減価償却超過額	7,362
未払費用	25,588
子会社株式	2,375
繰越欠損金	425,063
その他	10,880
	492,917
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△332,079
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,868
評価性引当額小計	△351,947
	140,970
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
その他	△3,095
繰延税金負債合計	△3,095
繰延税金資産の純額	137,874

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	MENTA株式会社	所有直接100%	役員の兼任	子会社の管理業務等の受託(注1)	10,636	未収入金	1,240

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社の管理業務等の取引条件については、協議の上決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	GP上場企業出資投資事業有限責任組合(注2)	なし	新株予約権付社債及び新株予約権の引受け	利息の支払(注2)	299	新株予約権付社債 新株予約権 未払利息	300,000 36 25

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 当社取締役古川徳厚が議決権の100%を所有するグロースパートナーズ株式会社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であり、新株予約権及び本新株予約権付社債に関する引き受け契約に基づき、新株予約権付社債及び新株予約権の引受けを受けています。利率その他の取引条件は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### **1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	89円79銭
1株当たり当期純利益	10円92銭

### **重要な後発事象に関する注記**

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### **連結配当規制適用会社に関する注記**

当社は、連結配当規制の適用会社であります。